

新型コロナウイルス感染防止 ハンドブック Ver. 5.0

本学における感染拡大防止の基本方針 ー基本的な感染防止策を徹底しようー

毎日の体温管理・不織布マスクの着用・手指の消毒・ゼロ密を目指す・
飲食時の会話禁止・換気の励行・ソーシャルディスタンスの確保
ーワクチン接種を積極的に推進ー

2022 年 9 月 30 日版



札幌保健医療大学

学籍番号

氏名

ハンドブック Ver. 5 作成にあたって

新型コロナウイルス感染症が確認されてから早くも2年以上が経過しました。現在、日本ではオミクロン株（BA.5）が主流となっており、感染者は減少傾向ではあるものの高止まり傾向となっています。

2022年度の本学の感染者は昨年よりは増加していますが、学生・教職員の努力により学内でのクラスターは発生していません。今後も基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

ワクチン接種は、重症化リスクを低減するといわれています。「with コロナ」と言われる現在において、大学としてもワクチン接種に関しては、積極的に推進し、大学生活が継続されることを期待しています。

いまだに、残念なことです。感染者に対する偏見や差別はなくなっていない。こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、感染者やその家族に対して過度な不安や恐怖を与えたり、感染の報告や検知を遅らせたりするなど感染拡大につながります。感染は誰にでも起こり得ます。一人ひとりが感染予防対策を徹底し、責任ある言動・行動をとりましょう。

危機管理委員会

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	1
(1) 目的	
(2) 危機管理委員会の役割	
(3) 新型コロナウイルス感染症の予防教育の徹底	
(4) 新型コロナウイルス感染症の予防環境づくり	
(5) 新型コロナウイルス感染症の発生時の対応	
(6) 「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断	
(7) 学生の欠席対応	
(8) 感染症予防における教職員の役割	
(9) 学外実習における対応	
(10) 感染症拡大による遠隔授業の実施について	
2. 通学について	4
(1) 検温について	
(2) 発熱時などの対応について	
(3) 公共交通機関の利用について	
(4) 通学バスについて(利用者のみ)	
3. 大学内での生活について	5
(1) 登下校および学内の不織布マスク着用について	
① 正しい不織布マスク着用の仕方	
② 不織布マスク着用中の注意点	
③ 正しい不織布マスクの外し方	
(2) アルコール消毒について	
(3) 手洗いについて	
(4) 学生ロッカー室について	
(5) 学内施設の利用時間について	
(6) トイレの使用について	
(7) 教室の使用について	
(8) 演習室の使用について	
(9) 情報処理室の利用について	
(10) 事務局への出入りについて	
(11) 図書館の利用について	
(12) ラウンジの使用について	
(13) 食事時の注意について	
(14) 体育館の利用について	
(15) グラウンドの利用について	

4. 大学外での生活について	11
5. 感染した場合について	12
(1)出席停止	
(2)出席停止期間	
(3)大学への報告	
(4)市町村への報告	
(5)健康観察期間中の注意	
(6)療養期間中の外出	
6. 濃厚接触者と判断された場合について	16
(1)健康観察期間	
(2)報告の義務	
(3)健康観察期間中の注意	
(4)登校の再開について	
7. ワクチン接種について	19
(1)新型コロナワクチンの種類(日本で認可されているワクチン)	
(2)新型コロナウイルス感染症に罹患歴がある人のワクチン接種	
(3)ワクチン接種をする場合	
(4)副反応が出た場合	
8. 「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断	20
9. 参考資料	21
(1)体温管理表	
(2)新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書	
(3)新型コロナウイルス感染症(COVID-19)濃厚接触者報告書	
(4)新型コロナウイルス感染症(COVID-19)PCR 検査受診報告書	

1. 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(1) 目的

札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染症の予防・対策を徹底し、教職員および学生の健康を確保しつつ、安心して学生が学修し、教職員が学修支援をすることができる環境を整備し維持する。

(2) 危機管理委員会の役割

危機管理委員会は定期的に開催し、次の内容については全教職員に速やかに周知する。また、緊急な対策については学生に緊急メール、掲示板等で周知する。

- ①わが国、北海道および札幌市の感染状況に関する情報を収集する。
- ②学生の欠席状況の把握と分析を行う。
- ③教職員の勤務状況の把握と分析を行う。
- ④新型コロナウイルス感染症予防策を立案し推進する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の予防教育の徹底

- ①新入生、在学生ガイダンスにおいて感染症予防教育を行う。
- ②専任教員は授業等を通して、感染予防の指導を行う。
- ③教職員は、学生および外部来訪者等に対し、適切な予防行動を指導する。
- ④危機管理委員会は、定期的あるいは緊急を要すると判断した場合は、危機管理委員長名で感染予防の注意喚起または再教育を実施する。
- ⑤国の指針に従い、新型コロナウイルス感染予防のため、積極的にワクチン接種の指導を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症の予防環境づくり

- ①入校時等のアルコール手指消毒、トイレ使用後の正しい手洗いを徹底する。
- ②講義終了後は、正しい手洗い又はアルコールによる手指消毒を徹底する。
- ③ラウンジの使用人数の制限、座席配置および近距離での会話・発声の禁止を徹底する。
- ④定期的な換気を実施する。
- ⑤学内外での不織布マスクの着用を徹底する。
- ⑥公共交通機関および通学バス内での会話・発声の禁止を徹底する。
- ⑦旅行(出張)について制限はないが、感染対策を徹底する。
- ⑧三つの密(「密閉空間」、「密集場所」および「密接場面」)のいずれかに係るイベント、会合への参加自粛を徹底する。
- ⑨アルバイト自体を禁止するものではないが、三つの密のいずれかに係るアルバイトの禁止を徹底し、できるだけゼロ密を目指すこと。(特に不織布のマスク着用ができないアルバイトは禁止)

(5)新型コロナウイルス感染症の発生時の対応

- ①教職員または学生が感染した場合は、P. 12 のとおり対応する。
- ②教職員または学生が、濃厚接触者となった場合は、P. 16 のとおり対応する。
- ③危機管理委員長は、緊急に危機管理委員会を開催し、保健所等の指示に従い、「危機管理基準(別表)」(以下「別表」という)に基づいて対応し、直ちに教職員(非常勤講師含む)および学生に周知するとともに、速やかに実習施設などに連絡する。
- ④必要な事項を文部科学省および吉田学園危機対策本部に報告する。

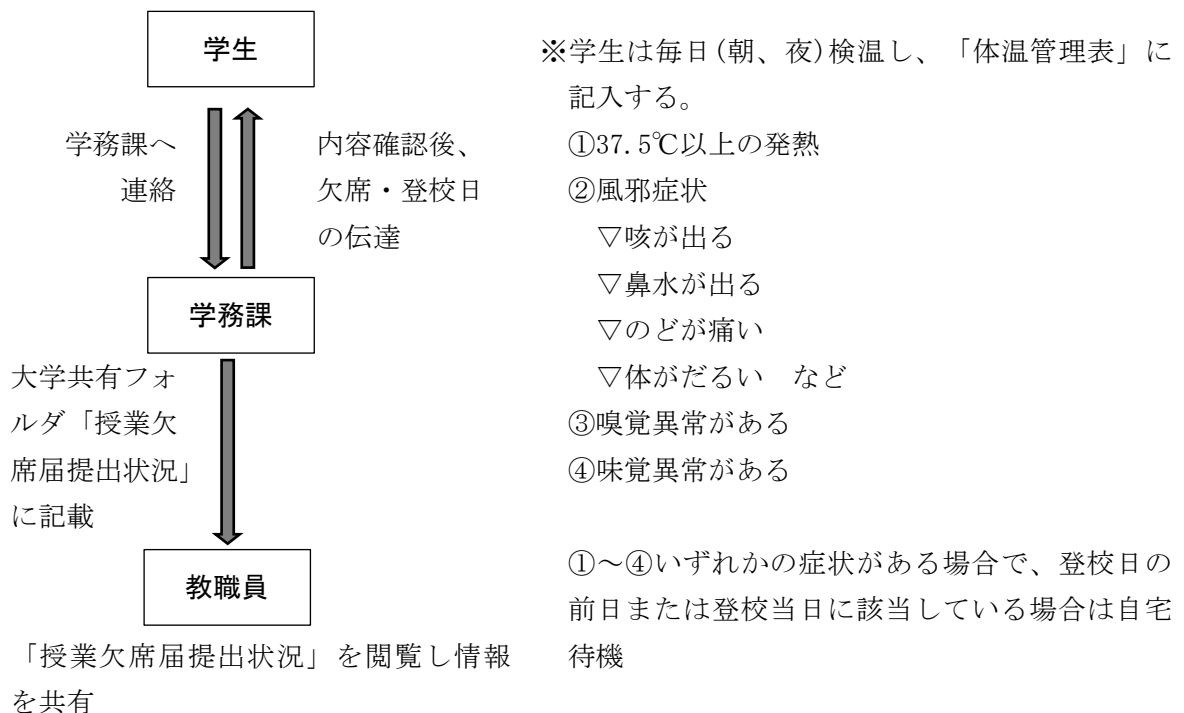
(6)「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断

「別表」の状態が発生した場合は、状況によって定例・緊急の危機管理委員会を招集し、現状分析、判断のもとに「別表」に基づいた危険ステージの判断を行う。

(7)学生の欠席対応

- ①登校日の前日または当日の発熱等により学生から連絡があったときは、事務局学務課が自宅待機を指示する。
- ②事務局学務課より自宅待機の指示を受けた学生は、「授業欠席届」をForms から入力し、学務課にて共有フォルダ内の「授業欠席届提出状況」に記録する。
- ③授業担当者は、新型コロナウイルス感染症により欠席または登校禁止となった学生に対して、不利益とならないように補講または課題提出等の措置を講じる。具体的な措置については、Teams 学務掲示板および札幌保医ポータルサイトに掲載する。
- ④学外実習に関しては、各学科の実習要項に従って行動すること。

【欠席対応の流れ】



※平熱が高い学生や持病による有症状のある学生、平熱より 0.5℃以上の体温上昇がある学生については、個別に対応する。

(8)感染症予防における教職員の役割

①教職員

授業および個別の関わりにおいて、「体温管理表」の症状がある学生を発見した場合は、健康管理室での相談を促す。

②学年担任

- 1)学担任は、欠席または登校禁止の学生の状況を把握し、必要な場合は学科長および事務局学務課に報告する。
- 2)学担任は、学生が登校した時に欠席した期間の履修について指導する。

(9)学外実習における対応

危機管理委員会が学外実習実施の可否を判断し、実施可能となった場合は、以下に従う。

- ①学内の対応基準をふまえ、各学科で臨地実習における感染症対応を作成し、実習前に各実習施設と調整・協議を行う。
- ②「健康管理票」による学生の健康管理を実習前、中、後を通して行う。
- ③個々の学生の実習の可否については、それぞれの実習施設の指示に従う。
- ④実習施設側の状況の変化(院内感染の発生など)等があれば、実習施設内の対応マニュアルに従う。また、学科で状況の情報収集に努め、危機管理委員会に報告する。

(10)感染症拡大による遠隔授業の実施について

本学が学則第 22 条第 2 項で規定している遠隔授業については、感染症が拡大し、特例措置としての授業方法の実施であっても以下のことを厳守し、対面授業に相当する教育効果を有する内容を実施する。

- ①遠隔授業を受講できる学生は、対面授業を受講できる学生であること。
- ②遠隔授業は自宅(または実家)におけるものであること。ただし、検査で感染者となり、施設療養となった場合、無症状または軽微な症状で、受講可能である状態に限り、自宅(または実家)以外の当該施設においてもスマホやタブレット・パソコンを用いての受講を認める。また、濃厚接触者についても同様の取り扱いとする。

2. 通学について

(1) 検温について

①必ず毎朝の体温測定を行い、体温管理表に記入しましょう。毎朝の検温は、保健医療専門職者の基本ですので、習慣にしましょう。

※体温計を持っていない学生には、事務局学務課で体温計を臨時的に貸し出しています。

②校舎への入り口である4号館1階正面玄関に非接触型熱感知カメラを設置しています。必ずカメラの前で、登校時の体温測定を行ってください。体温が設定温度 37.5℃以上の場合は、画面が赤く表示され、警告音が鳴るとともに英語で案内があります。警告音が鳴った学生には、再度、検温しますので、事務局学務課または健康管理室まで来てください。

(2) 発熱時などの対応について

登校前日と当日に

- 1) 37.5℃以上の発熱がある
- 2) 風邪症状(咳が出る、鼻水が出る、のどが痛い、体がだるいなど)
- 3) 嗅覚異常がある
- 4) 味覚異常がある

いずれかに該当する症状がある場合は、大学に登校せず、事務局学務課に電話【TEL 011-792-3350】で連絡をしてください。欠席した授業科目などについては、不利益にならないよう適切な配慮を行います。なお、新型コロナウイルス感染症の疑い以外の頭痛・腹痛等で欠席した場合は、特別な配慮はありませんので、注意してください。

また、1)～4)の症状が2日間継続した場合、あるいは短い間隔で症状が繰り返した場合は、必ず医療機関で診察を受け医師の指示に従ってください。この場合、欠席を証明する書類として、医療機関に支払った領収書の写しを添付してもらいますので、大切に保管してください。

なお、医師に指示された内容について、必ず事務局学務課に連絡してください。また、理由がなく医療機関で診察を受けない等適切な対応をしない学生については、欠席扱いとします。

(3) 公共交通機関の利用について

乗車の際は、必ず不織布マスクを着用しましょう。不要な会話はせず、できるだけ素手でつり革・手すりなどに触れないようにしましょう。窓を開けて走行している場合があるため、寒さ対策などをして乗車しましょう。なお、車内での会話については、他の乗客の方から「大声で会話している」との苦情が寄せられていますので、注意しましょう。

(4) 通学バスについて(利用者のみ)

乗車の際は、必ず不織布マスクを着用しましょう。通学バス内は密集する場所なので、窓を開けたまま走行しますので寒さ対策の上、乗車しましょう。状況によっては乗車人数の制限をする場合があります。また、通学バス内では不要な会話はしないようにしましょう。通学バス内の椅子などの消毒は、バス運行委託会社が行います。

3. 大学内での生活について

(1) 登下校および学内の不織布マスク着用について

飛沫感染防止のために非常に重要です。大学に登校の際は必ず不織布マスクを着用しましょう。

①正しい不織布マスク着用の仕方



※厚生労働省 HP より

②マスク着用中の注意点

- ▼鼻部分のワイヤーは「山折り」より「W折り」が有効。
- ▼使用中はなるべく不織布マスクに触らないようにする。
- ▼口周りを覆うフィルター部分には触らないように注意する。
※触った時はすぐに手を洗う。

③正しい不織布マスクの外し方

- ▼ゴムの部分を持ち、上の方に移動させる。
- ▼フィルター部分の表面に触らないよう注意して、顔から外す。



- ▼すぐに手を洗う。

※不織布マスクを捨てる場合は、1・4号館は1F正面玄関付近に専用のゴミ箱を設置していますので、そちらに捨ててください。

(2) アルコール消毒について

正面玄関、トイレ内、教室前など校舎内に設置されているアルコールで手指の消毒をしましょう。



(3) 手洗いについて

大学内では感染症予防となる手洗いを定期的に行いましょう。正しい手洗いの方法は次の通りです。しっかりと洗いましょう。手洗い方法はトイレ内などに掲示しています。



※厚生労働省 HP より

(4) 学生ロッカー室について

換気のため常時、換気扇をまわし、必要に応じて扉と窓を開けておきます。着替えを行う時は、窓を閉めてください。着替えが終わったら窓を開けてください。



(5) 学内施設の利用時間について

本冊子に綴じ込まれている「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断により利用時間が変更になりますので、危険ステージの確認をしてください。

(6) トイレの使用について

トイレを使用して水を流す場合は、必ずフタを閉めてから流すようにしましょう。フタを開けたまま水を流すとウイルスや菌などが空気中に飛散して人へ感染する危険性が高まります。

(7)教室の使用について

教室は万が一に感染者(濃厚接触者を含む)が発生した場合のことを考慮し、座席は自由席となりますが、着席状況を把握するため、事前に QR コードを読み取り、座席番号の登録をする方法に変更しています。必ず入力してください。

必ず不織布マスクを着用しましょう。

①教室は、必修科目の授業時は次のとおり学科・学年指定になっています。教室に掲示されている図を確認してください。

- 1)看護学科1年次 : 4308教室(4号館3階)
- 2)看護学科2年次 : 5314教室(5号館3階)
- 3)看護学科3年次 : 1301・1302教室(1号館3階)
- 4)看護学科4年次 : 1201・1202教室(1号館2階)

※2教室を使用します。1201教室での授業を1202教室のスクリーンに投影します。

- 5)栄養学科1年次 : 4304教室(4号館3階)
- 6)栄養学科2年次 : 4201教室(4号館2階)
- 7)栄養学科3年次 : 3301教室(3号館3階)
- 8)栄養学科4年次 : 1303教室(1号館3階)

②教室内の座席は、自由席となりますが、着席状況を把握するため、事前に QR コードを読み取り、座席番号の登録をする方法に変更しています。必ず入力してください。

③授業を行う教員は飛沫感染防止のために、不織布マスク(必要に応じてフェイスシールド)着用で授業を行います。

④グループワークにおける学修では、以下のことに注意しましょう。

- 1)出来るだけ対面を避ける(避けられない場合は、フェイスシールドや透明ボードを活用)。
- 2)不織布マスク着用のため、発言が聞き取りにくい場合であっても、距離を保ち、大声を出さない。
- 3)通常形式の学修よりも空気の流れを作るため、ドアおよび窓を開放、換気扇を常に回す。

⑤教室内では、授業中の私語はもちろんのこと、**必要のない会話はできる限りしない**でください。会話する場合は、必ず不織布のマスク着用で十分な距離(2m程度)をとってください。

⑥教室は多くの学生が密集する部屋ですので、チャイムが鳴ったら、窓・扉を2か所以上開けて、定期的(30分毎)に5分程度の換気を行ってください。

限目	目安時間	限目	目安時間	限目	目安時間
1 限目	10 : 00	3 限目	14 : 00	5 限目	17 : 20
	10 : 30		14 : 30		17 : 50
2 限目	11 : 40	4 限目	15 : 40		
	12 : 10		16 : 10		

⑦講義終了後は必ず手を洗うかアルコールによる手指の消毒を徹底してください。

(8) 演習室の使用について

演習室は感染防止対策(マスク着用、入室前の手指消毒、3密の回避)を講じた上で使用してください。

①授業を行う教員は飛沫感染防止のために、不織布マスク(必要に応じてフェイスシールド)着用で授業を行います。

②演習室内では、授業中の私語はもちろんのこと、必要のない会話はできる限りしないください。会話する場合は、必ず不織布のマスク着用で十分な距離(2m程度)をとってください。

③演習室は狭い部屋ですので、チャイムが鳴ったら、窓・扉を2か所以上開けて、定期的(30分毎)に5分程度の換気を行ってください。

限目	目安時間	限目	目安時間	限目	目安時間
1 限目	10 : 00	3 限目	14 : 00	5 限目	17 : 20
	10 : 30		14 : 30		17 : 50
2 限目	11 : 40	4 限目	15 : 40		
	12 : 10		16 : 10		

④演習室使用後は必ず手を洗うかアルコールによる手指の消毒を徹底してください。

(9) 情報処理室の利用について

情報処理室は、密集した使用を避けるため、座席配置の変更および使用定員の制限をしています。また、4104、4105情報処理室については、一つの教室として利用します。必ず不織布マスクを着用しましょう。

①情報処理室の使用定員の制限は次のとおりとします。

1) 2号館

▼2101自習室 : 20名

▼2102情報処理室 : 40名(仕切板有)

2) 4号館

▼4104、4105情報処理室 : 112名(各56台・仕切板有)

②授業を行う教員は飛沫感染防止のために、不織布マスク(必要に応じてフェイスシールド)着用で授業を行います。

③情報処理室内では、授業中の私語はもちろんのこと、必要のない会話はできる限りしないください。会話する場合は、必ず不織布のマスク着用で十分な距離(2m程度)をとってください。

④情報処理室は多くの学生が密集する部屋ですので、チャイムが鳴ったら、窓・扉を2か所以上開けて、定期的(30分毎)に5分程度の換気を行ってください。

限目	目安時間	限目	目安時間	限目	目安時間
1 限目	10 : 00	3 限目	14 : 00	5 限目	17 : 20
	10 : 30		14 : 30		17 : 50
2 限目	11 : 40	4 限目	15 : 40		
	12 : 10		16 : 10		

⑤情報処理室利用後は必ず手を洗うかアルコールによる手指の消毒を徹底してください。

(10) 事務局への出入りについて

事務局の混雑状況を見て出入りをしましょう。必要な証明書がありましたら所定の「申請書」に必要事項を記入し、手数料分の「申請券」を貼って学務課に提出します。入口から見て混雑しているときは、時間を置いて入るなど混雑を避けてください(券売機は事務室内に入ってすぐの総務課前にあります)。



(11) 図書館の利用について

- ①本冊子に綴じ込まれている「危機管理基準」に基づく危険ステージの判断により利用時間が変更になります。図書館ホームページまたは図書館の掲示板を確認してください。
- ②利用者の人数によって入場制限を行う場合がありますので、職員の指示に従ってください。
- ③座席数については、万が一の感染症発生を考慮して座席の間隔を空けています。また、利用の際は**必ず不織布マスクを着用**しましょう。
- ④図書館は多くの学生が密集する部屋ですので、窓・扉を2か所以上開け換気を行います。
- ⑤図書館利用後は必ず手を洗うかアルコールによる手指の消毒を徹底してください。

(12) ラウンジの使用について

密集した使用を避けるため、ラウンジの使用人数を制限します。ラウンジの使用時も**必ず不織布マスクを着用**しましょう。

- ①1号館1階・2階のラウンジ、2号館1階・3階のラウンジ、4号館2階・3階のラウンジ、5号館1階・2階・3階のラウンジが使用人数制限の対象です。
- ②ラウンジでは、**マスクを外しての近距離(1m以内の距離)での会話や発声は絶対にしない**ようにしましょう。十分距離をとって会話しましょう。
- ③ラウンジは多くの人が行き来する場所ですので、窓などを2か所以上開け換気を行います。
- ④ラウンジ使用後は必ず手を洗うかアルコールによる手指の消毒を徹底してください。

(13) 食事時の注意について

食事時は不織布マスクを外すことになりますので、以下の点を**厳守**してください。

①学内の決められた場所で、**黙って食事(黙食)**をしましょう。

※「学内の決められた場所」については、原則、以下の通りです。

- 1) 看護学科1年次 : 4308教室(4号館3階)
- 2) 看護学科2年次 : 5314教室(5号館3階)
- 3) 看護学科3年次 : 1301・1302教室(1号館3階)
- 4) 看護学科4年次 : 1201・1202教室(1号館2階)
- 5) 栄養学科1年次 : 4304教室(4号館3階)
- 6) 栄養学科2年次 : 4201教室(4号館2階)
- 7) 栄養学科3年次 : 3301教室(3号館3階)
- 8) 栄養学科4年次 : 1303教室(1号館3階)

②シールドなど遮るものがない場所では、対面で食事はしないでください。

③食事中はしゃべらないでください。

(14) 体育館の利用について

感染リスクを最小限にとどめるため、以下のことを守って利用しましょう。

①利用するときは必ず換気扇を回す。※スイッチは器具庫にあります。

②試合形式の練習は控える。

③ミーティングやコーチングの際には、集まることなく距離をとって行う。

④全員が使用するボールなどは、使用前後に石けん洗浄やアルコール消毒を行い、使用後には手洗いを徹底する。

⑤接触プレーがおきるスポーツ・活動については、個人の技術練習にとどめる。

(15) グランドの利用について

感染リスクを最小限にとどめるため、以下のことを守って利用しましょう。

①試合形式の練習は控える。

②ミーティングやコーチングの際には、集まることなく距離をとって行う。

③全員が使用するボールなどは、使用前後に石けん洗浄やアルコール消毒を行い、使用後には手洗いを徹底する。

④接触プレーがおきるスポーツ・活動については、個人の技術練習にとどめる。

4. 大学外での生活について

特段の制限はありませんが、マスク着用、手洗いまたは手指消毒、3密回避などの基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

**①換気の悪い
密閉空間**



**②多数が集まる
密集場所**



**③間近で会話や
発声をする
密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



**3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!**

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

※厚生労働省 HP より

5. 感染した場合について

(1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生は、学校保健安全法第19条の規定により「出席停止」とします。速やかに保健所に連絡するとともに、自分自身で「感染の可能性のある方」（同居の家族を除く）や「大学」などに連絡をしてください。なお、「出席停止」期間に欠席した授業科目などについては学生の不利益とならないよう適切な配慮を行います。

※「感染の可能性のある方」とは、必要な感染予防策（マスクの着用、手指の消毒、3密の回避、換気の徹底等）をせずに接触すること、または対面で手を伸ばしたら届く距離（1m以内）でマスクを外して15分以上会話があった方のことを言います。

(2) 出席停止期間

学校保健安全法施行規則第19条第1項第1号の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」とします。「治癒するまで」とは、保健所から待機期間の解除通知連絡があるまでです。治癒した場合は、待機期間終了日の翌日から登校を認めます。なお、最近は感染者が多数のため、保健所からの指示がない場合がありますので、待機期間、登校開始日については、事務局学務課に相談してください。

事務局学務課の連絡先：電話【011-792-3350】または

メール【kyomu@sapporo-hokeniryou-u.ac.jp】

【陽性者（感染者）の療養期間：北海道のホームページより転用】

自宅療養者の療養期間		
症状	これまで	9/7から
	症状軽快後72時間経過	症状軽快後24時間経過
あり	10日間	7日間
なし	7日間	5日目検査で陰性確認 5日間 検査しない場合は7日間

▶有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、検温、高齢者等との接触や会食を避ける、マスクの着用など、感染予防行動を徹底

※現に入院している場合と高齢者施設等の入所者は、変更無し（発症日から10日間、かつ症状軽快後72時間経過）

(3) 大学への報告

感染した場合は、事務局学務課まで必ず連絡をしましょう。最近、報告を怠るあるいは報告が遅い学生が見受けられます。報告を怠ったあるいは遅いことにより感染が拡大する恐れがありますので、必ず報告をしてください。

連絡する内容は、

①診断日 ②受診した医療機関 ③現在の状況 ④発熱および咳などの呼吸器症状や全身の倦怠感などが現れた日 ⑤感染したと思われる事由 ⑥症状などの現れた日以降における本学の関係者との接触の状況 ⑦今後の見通しなどに係る医師、行政機関などの所見です。個人情報については適切に管理します。

※「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書」P. 22 参照

(4) 市町村への報告

感染した場合は、届出対象者を除き、各市町村に個別で報告を行うこととなっています。以下に北海道のホームページを掲載しますので、流れを確認してください、

なお、札幌市・小樽市・旭川市・函館市の居住者は各市のホームページを確認してください。電話番号やアドレスが異なりますので、ご注意ください。

【感染者への支援の流れ：北海道のホームページより転用】



(5) 健康観察期間中の注意 (厚生労働省 HP より～8つのポイント)

- ① 部屋を分けましょう。
- ② 感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で。
- ③ 不織布マスクをつけましょう。
- ④ こまめに手を洗いましょう。
- ⑤ 換気をしましょう。
- ⑥ 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ⑦ 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ⑧ ゴミは密閉して捨てましょう。

(6) 療養期間中の外出

病状軽快から 24 時間経過又は無症状の場合となりますので、有症状の方は外出をしない。

療養期間中の外出

**症状軽快から24時間後
又は 無症状の場合**

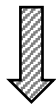
**食料品等の買物など
必要最小限の外出可**

▶ 外出時や人と接する際は**短時間**、必ず**マスク**を着用、**公共交通機関を使わない**など、**感染予防行動**の徹底が前提

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診について

2日にわたり発熱(37.5℃以上)や風邪症状、味覚や嗅覚異常が出た場合

・学校を休み外出を控える(休む場合は、事務局学務課に連絡)。



かかりつけの医療機関に電話で相談

※かかりつけの医療機関が無い場合、受診・相談センターに相談

※北海道の「受診・相談センター」は次のとおり

受診・相談センター	電話番号など	開設時間
札幌市保健所【受診相談】 救急安心センターさっぽろ	#7119 (011-272-7119)	24時間
旭川市保健所	0166-25-1201	24時間
函館市受診・相談センター	0120-568-019	24時間
小樽市発熱者相談センター	0120-510-010	24時間
※上記以外に住んでいる方		
北海道新型コロナ感染症 健康相談センター	0120-501-507	24時間

なお、予防策を知りたい、症状はないが不安な方、一般的な相談をしたい方は、次の窓口にご相談ください。

相談窓口	電話番号	開設時間
厚生労働省電話相談窓口	0120-565-653 (フリーダイヤル)	9:00~21:00 (土日祝も含む)
札幌市新型コロナウイルス 一般電話相談窓口	0570-085-789	9:00~21:00 (土日祝も含む)
旭川市保健所	0166-25-1201	24時間
函館市受診・相談センター	0120-568-019	24時間
小樽市発熱者相談センター	0120-510-010	24時間
※上記以外にお住まいの方		
北海道新型コロナ感染症 健康相談センター	0800-222-0018	24時間

6. 濃厚接触者と判断された場合について

保健所または感染者本人から濃厚接触者（感染の可能性のある方を含む）と判断された場合は、**事務局学務課に連絡**しましょう。また、保健所からの指示がなく、待機期間、登校開始日が分からない学生は**事務局学務課に相談**しましょう。

事務局学務課の連絡先：電話【011-792-3350】または

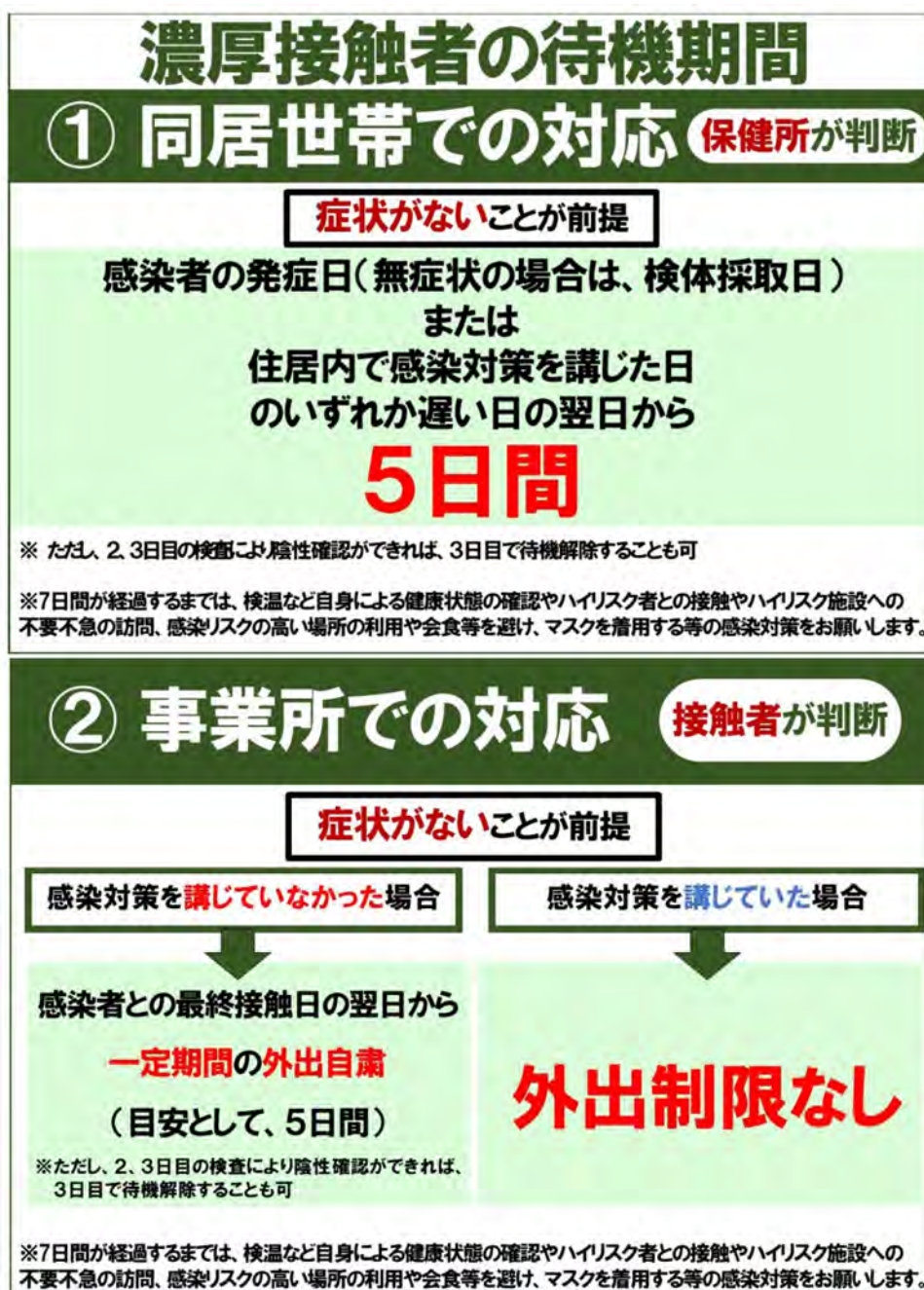
メール【kyomu@sapporo-hokeniryou-u.ac.jp】

（1）健康観察期間

保健所または事務局学務課から指示された期間、自宅待機となり、その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意しましょう。

自宅待機で欠席した授業科目などについては、学生の不利益にならないよう適切な配慮を行います。保健所から指示された自宅待機期間終了日の翌日から登校を認めます。

【濃厚接触者（感染の可能性のある方を含む）の待機期間：北海道のホームページより転用】



③ 医療機関等・保育所等での対応

医療機関等は保健所、保育所等は管理者が判断

・医療機関等…医療機関、高齢者及び障害者施設 ・保育所等…保育所、幼稚園及び学校

症状がないことが前提

感染者との最終接触日の翌日から

5日間

※ ただし、2,3日目の検査により陰性確認ができれば、3日目で待機解除することも可
また、一定の条件の下、毎日の検査により陰性確認ができれば、業務従事可能

※7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用する等の感染対策をお願いします。

(2) 報告の義務

濃厚接触者の場合は、事務局学務課まで必ず連絡をしましょう。最近、報告を怠るあるいは報告が遅い学生が見受けられます。報告を怠ったあるいは遅いことにより感染が拡大する恐れがありますので、必ず報告をしてください。

連絡する内容は、

- ①判断された日
- ②判断した機関名
- ③現在の状況
- ④感染者との接触状況
- ⑤感染者との接触日以降における本学の関係者との接触の状況
- ⑥今後の見通しなどに係る機関などの所見

です。個人情報については適切に管理します。

(3) 健康観察期間中の注意 (厚生労働省 HP より～8つのポイント)

- ①部屋を分けましょう。
- ②感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で。
- ③不織布マスクをつけましょう。
- ④こまめに手を洗いましょう。
- ⑤換気をしましょう。
- ⑥手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ⑦汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ⑧ゴミは密閉して捨てましょう。

(4) 登校の再開について

原則として、待機期間終了後、登校をしてください。

※参考「濃厚接触者」の定義(厚生労働省のホームページより)

感染者の感染可能期間（発症 2 日前から入院等をした日まで）に接触のあった人のうち、次の範囲に該当する人。

- ①感染者（患者）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった
- ②適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた
- ③患者の気道分泌液（痰（たん））もしくは体液等の汚染物質に直接触れた
- ④手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と 15 分以上の接触があった

7. ワクチン接種について

接種は強制的ではありません。学生本人の意思に基づいて接種するものです。接種により、重症化予防・発症予防・感染予防などのメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいので、大学として積極的に接種することを強く勧めます。

※接種をしていない人に差別的な扱いをすることのないようにしましょう。

(1) 新型コロナワクチンの種類(日本で認可されているワクチン)

① 1・2回目接種の場合

- ア. ファイザー社製(接種間隔 3週間)
- イ. 武田／モデルナ社製(接種間隔 4週間)
- ウ. アストラゼネカ社製(接種間隔 4～12週間)
- エ. 武田社組換えタンパクワクチン(ノババックス)(接種間隔 3週間)

② 3回目接種の場合

2回目の接種日から5か月を経過した人が対象となります。

- ア. ファイザー社製
- イ. 武田／モデルナ社製
- ウ. 武田社組換えタンパクワクチン(ノババックス)

(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患歴がある人のワクチン接種

過去に罹患したことがある人もワクチン接種は可能であり、臨床試験でも安全性が確認されています。罹患治癒後の再感染事例の報告もあり、また自然に感染するよりもワクチン接種の方が新型コロナウイルスに対する血中の抗体の値が高くなることが報告されています。

(3) ワクチン接種をする場合

ワクチン接種をする場合は、下記の手順に沿って対応してください。

- ①事務局学務課に接種日予定日と使用ワクチンを報告します。
- ③2回の接種が終了したら、事務局学務課に接種日を報告します。接種の証明書類は各自で管理しますが、大学でも接種確認を行うため、事務局学務課に提出をしてください。後日、返却しますが、紛失しないように留意してください。

※接種日に限り「大学が認める特段の理由による欠席」として認めます。

※接種後、副反応が出現した場合、と同様の対応(配慮)をします。この場合、登校再開後に接種証明書(写)を提出してください。

(4) 副反応が出た場合

以下のように対応をしましょう。

- ①ワクチン接種後 48 時間以内に副反応(注射した部位の痛み・腫れを除く)が生じた場合は自宅で療養。

※主な副反応: 発熱(37.5 度以上)・悪寒・疲労・倦怠感・頭痛・筋肉痛・関節痛・下痢

- ②症状消失日の翌日から登校が可能です。

※自宅待機で欠席した授業科目などについては、学生の不利益にならないよう適切な配慮を行います。

8. 「危機管理基準(別表)」に基づく危険スレージの判断

「別表」の状態が発生した場合は、状況によって定例・緊急の危機管理委員会を招集し、現状分析、判断のもとに「別表」に基づいた危険スレージの判断を行い、その内容に応じた対応となります。ただし、判断の状況によって危険スレージと基準・対応が合致するとは限りません。

別表 札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための危機管理基準 Ver. 7

危険スレージ	基準	授業(講義・演習・実習)	学生生活・活動	校舎等の使用	教職員の勤務体制	国内外の旅行(出張を含む)	学外者
0 通常	国や北海道から特段の感染防止対策が求められていない、北海道に感染者が発生し、感染拡大防止および安全配慮が必要な場合	制限なし 感染拡大防止を講じた上で通常の対面授業を実施	制限なし アルコールは3密を避け、ゼロ密を推奨	制限なし 感染拡大防止措置を徹底し、使用許可	制限なし 濃厚接触者および感染の可能性のある者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	制限なし 感染拡大防止措置を徹底し、許可	制限なし 感染拡大防止措置を徹底し、学外者の訪問・利用に对应
1 制限小							
2 制限中	まん延防止重点措置の宣言地域が札幌市の場合	①感染拡大防止を講じた上で通常の対面授業を実施 ②学内で複数の感染者が発生した学科・年次は対面授業を一時中断し、その後の対応を危機管理委員会が判断 ③臨地実習は臨地実習先と協議し、その後の対応を危機管理委員会が判断	①感染拡大防止措置を徹底し、学内活動許可 ②不要不急の外出自粛 ③アルコールは3密を避け、ゼロ密を推奨	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	感染者および濃厚接触者、感染の可能性のある者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	まん延防止等重点措置発出地域への国内外旅行(出張を含む)の強い自粛 ※宿泊を伴う国内外の旅行は事前にご相談すること	感染拡大防止措置を徹底し、学外者の訪問・利用に对应
3 制限大	緊急事態宣言の発出地域が札幌市の場合	①遠隔授業を中心とした授業を実施し、実験・実習等対面での実施が必要な場合は危機管理委員会が判断 ②学内でクラスターにはならないが多数の感染者が発生した学科・年次は、その後の対応を危機管理委員会が判断 ③臨地実習は感染者が発生した学科・年次は一時中止し、その他の年次は臨地実習先と協議し、その後の対応を危機管理委員会が判断	①登校禁止以外の年次は、予約での学内活動を許可 ②不要不急の外出の強い自粛 ③アルコールは3密を避けゼロ密のみ許可	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	感染者および濃厚接触者、感染の可能性のある者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	緊急事態宣言が発出地域への国内外旅行の強い自粛 ※宿泊を伴う国内外の旅行は事前にご相談すること	①感染拡大防止措置を徹底し、学外者の訪問に对应 ②学外者の施設利用は原則禁止
4 制限最大	学内において、クラスター発生など感染拡大の危険がある場合	①全授業科目休講し、その後の対応を協議 ②登校禁止	①学内での活動禁止 ②外出の強い自粛 ③アルコール禁止	使用禁止	施設維持管理職員のみ出勤	国内外の旅行の原則禁止	立入禁止

※危機管理基準は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて見直しを行うものとする。

※ゼロ密とは「密接しない」・「密集しない」・「密閉しない」というように一つの密でも避けることを指す。

9. 参考資料

(1) 体温管理表

前日または当日に下記の症状がある場合、自宅待機
・ 37.5℃以上の発熱または②～⑦の症状

学籍番号：	氏名：
-------	-----

日付 (曜日)	/	(月)	/	(火)	/	(水)	/	(木)	/	(金)	/	(土)	/	(日)
毎日 2 回検温	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜
①体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
②咳が出る														
③鼻水が出る														
④のどが痛い														
⑤体がだるい														
⑥嗅覚異常														
⑦味覚異常														
その他 (症状を記載)														
備考														

日付 (曜日)	/	(月)	/	(火)	/	(水)	/	(木)	/	(金)	/	(土)	/	(日)
毎日 2 回検温	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜
①体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
②咳が出る														
③鼻水が出る														
④のどが痛い														
⑤体がだるい														
⑥嗅覚異常														
⑦味覚異常														
その他 (症状を記載)														
備考														

※平熱が高い学生や持病による有症状のある学生、平熱より 0.5℃以上の体温上昇がある学生については、個別に対応する。

(2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書 (学生用)

学科・年次	看護・栄養 学科	年次
学籍番号		
氏 名		

①学生からの報告日	年 月 日
②診断日	年 月 日
③受診医療機関	
④現在の状況	
⑤発熱及び咳などの呼吸器症状や全身倦怠感などの現れた日	年 月 日
⑥感染したと思われる事由	
⑦症状等の現れた日以降における本学の関係者との接触の状況 (授業などの出席状況を含む)	※濃厚接触者(想定される者を含む。)に対して情報提供を行うことへの同意の有無(有・無)
⑧今後の見通し等に係る医師、行政機関などの所見	

(3) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)濃厚接触者報告書

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)濃厚接触者報告書 (学生用)

学科・年次	看護・栄養 学科	年次
学籍番号		
氏 名		

①学生からの報告日	年 月 日
②判断された日	年 月 日
③判断した機関	
④現在の状況	
⑤感染者との接触状況	
⑥感染者との接触日以降における本学の関係者との接触の状況	
⑧今後の見通しなどに係る機関などの所見	

(4) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)PCR 検査受診報告書

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)PCR 検査受診報告書 (学生用)

学科・年次	看護・栄養 学科	年次
学籍番号		
氏 名		

①学生からの報告日	年 月 日
②PCR 検査受診を判断された日	年 月 日
③判断した機関	
④PCR検査受診日	年 月 日
⑤現在の状況	
⑥本学の関係者との接触の状況	
⑦今後の見通しなどに係る機関などの所見	
⑧PCR検査結果	